

議案第32号

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が公布されたことに伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正する必要がある。

令和4年12月16日原案 可 決